

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Q . 平成14年度の談合情報の件数は、平成13年度に比べて増えているのか。

A . 13年度は17件、14年度は30件で、増えている。

【抽出事案に関する質疑応答】

1 東濃高屋体建築工事

Q . 建築と土木の発注基準が若干違うような気がするが、基準の考え方を教えてほしい。

A . 基盤整備部では、土木一式・橋梁上部・建築・電気・管工事等、工種に応じて、それぞれ基準（工事費に応じた入札参加資格要件として求める条件（客観点数、施工実績等））を設けている。

また、橋梁上部工工事等土木一式工事では、「3億円以上5億円未満」の工事は「公募型指名競争入札」となるが、建築一式工事では「公募型指名競争入札」はないなど、入札方式の違いもある。

Q . 入札参加資格要件の中に、「一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれらと同等の資格を有する者であること」とあるが、「これらと同等の資格」とはどういったものか。

A . 具体的には定めていないが、該当事例もこれまではない。基本的には、一級建築士若しくは一級建築施工管理技士ということで考えており、そのように業者を指導している。

2 公共 道路改築（橋梁）桧橋上部工工事

特に質疑なし。

3 公共 緊急地方道路整備事業A（自転車道）岐阜小倉公園自転車道線工事

Q . （工事概要から見ると）この自転車道は、1mあたり40万円位であるが、だいたいこの程度経費がかかるものなのか。

A . 当該工事においては、自転車道の他に自動車道も併用で作っているため、通常の自転車道より少し割高となっている。

Q . 長良川清流自転車道全体（岐阜市岐阜公園～美濃市小倉公園）の事業費は概算でどれくらいか。

A . 概算で40億円程度を見込んでいる。ちなみに現在の進捗率は、金額ベースで40%前後となっている。

Q . このような工事で、リサイクルやリユースといった面からの配慮はあるのか。（自然に親しむための施設ということも踏まえて）

A . 当該工事に限ったことではないが、コスト縮減ということで、基盤整備部全体で取り組んでいる。当該工事においても、（リサイクル・コスト縮減という面から）盛土は近くの河川工事が出た発生土を利用したり、（自然に優しいという面からは）法面の植栽工事を進めている。今後とも、今まで以上にリサイクルを進めて参りたい。

Q . この工事は、予算の関係で3つのブロックに分けたのか。

A . 建設事務所の単位、利便性・即効性を考えて、岐阜と美濃、さらに美濃も美濃市と関市に分けて、それぞれの工区での適正な予算配分・執行を考えて行っているものである。

4 県単 崩落決壊防止工事

特に質疑なし。

5 県営中山間地域農村活性化総合整備事業 春日地区 営農飲雑用水施設第3期工事

Q . 平成18年度までの事業で、受益者人口が1,290人となっているが、事業の評価をしながら順次工事を実施するのか。

A . 効果を算定しながら実施していく。

Q . このような山村の場合は、高齢化が進んで過疎化も進んでいるという状況なのか。  
地域住民の雇用面も考えて業者選定を行っていくのか。

A . 春日村は、高齢化の進行、過疎化が著しい地域であり、この25年で4割人口が減少している状況である。  
地域住民の雇用という面も配慮しながら選定している。

Q . 入札には、地元の春日村の業者を中心に参加させているが、春日村以外の揖斐郡管内の業者も参加している。入札の結果、春日村以外の業者が落札してもいいのか。

A . 結果的には春日村のC等級の業者が落札したが、春日村以外の業者が落札しても（入札であるので）問題はない。

Q . 下請けには出しているのか。

また、その場合、下請業者の届出は、契約してから何日以内と決まっているのか。

A . 金額にして2割程度、舗装工事や、区画線工事について、下請けに出している。  
工事の途中で、下請けが入ることもあり、（それぞれ下請に出す）事前に届け出るということになっている。

## 6 薬草園造成・土壌改良工事

Q . 現段階で、工事は終わっているのか。

A . 現在、設計変更し、繰越事業となっており、継続中である。

理由としては、平成18年5月に全国植樹祭があることに伴い、植樹祭の会場のうち式典会場の候補地の選定が遅れたことから、それに合わせて工事の手戻りをなくすために、一部延期して実施しているところである。最終的に薬草園とは重ならないことが確定した段階で、変更契約をした。

Q . 薬草園を含む南飛騨総合健康増進センター全体のコンセプトとして「岐阜メソッド健康道場」とあるが、「岐阜メソッド」とはどういう意味か。

A . 岐阜県独自のしくみということである。通常、日常で体験できないような発想の転換をして、現地で体験していただくと同時に、家庭でも日常的に行えるようなプログラムを提供させていただくということである。メソッド自体は「方式」とか「方法」という意味である。

## 7 交通管制システム整備工事

Q . 岐阜県は、システムを革新的に変えない限りは、当面は京三製作所（以下、「京三」という。）でずっと続くことになるわけか。

A . 既設装置については、改修等があれば京三と（随意契約）ということになる。特に「下位装置」というものについては、端末と繋がるものであり、既設装置の改修ということになる。  
ただし、新規に整備する装置については、競争入札ということを進めている。

Q . 随意契約の場合、値段の交渉というものはあるのか。実績で判断するのか。

A . 設計の段階で見積もりを取り、実績等も勘案しながら予定価格を決定している。契約の際には、競争入札と異なり、予定価格は公表していない。今回は、2回の見積もりを経て、契約となっている。

Q . 予定価格は事前に公表されていないということであるが、この落札金額は、県で設計積算した予定価格に近い額であったということか。

A . 予定価格範囲内の額の提示がなければ、2回、3回と見積もりを出し直しさせて、予定価格の範囲内の見積価格が提示されて初めて契約に至るということである。

Q . 通常、京三との間で、保守契約というのは結んであるのか。この改修は、その保守契約の範囲内ではないのか。

A . 保守契約は結んでいるが、今回の改修は、保守契約の範囲から逸脱している。ただし、中に入っている基盤や、基盤を動かす為のソフトウェアの改修といったもので、装置全体を変えるものではない。

Q . 京三は平成15年3月1日に入札参加資格停止になっているが、この契約の時点（平成15年1月23日）では資格停止処分がなかったため、問題はないと考えていいのか。

A . そのとおりである。

Q . 一番最初に京三が入った時は、競争入札で入ったのか。

A . 当初、交通管制センターが出来た時に、指名競争入札で京三が落札したものである。

### 【そ の 他】

Q : 5 番目の春日村の事案について、指名された業者を見ると、B 等級の工事にあたるが、村内の C 等級の業者も指名している。確かに地元に密着した、地元精通した業者にやってもらうということもわかるが、狭い村の中でこれだけ村内の業者を指名するのは、時には公正な競争が行われない可能性があるのではないかという感じがあり、少し工夫する必要があるのではないか。

A : これからの指名の時に、そのような外部から見た委員の意見というものも参考にしていきたい。

Q : 地域振興等の観点から選定しているものもあれば、逆に県外本店の業者がたくさん入っているものもある。なぜ、このような正反対の現象が起こるのか。

A : 1 番目、2 番目の事案のような一般競争入札とか公募型指名競争入札の案件は 3 億、5 億と大きな工事で高度な技術も要する。特に橋梁となると、どの業者でも橋ができるわけでもない。

地域振興の観点から指名するという考え方とは別に、公共工事というものは数十年耐用できる構造物を作るといった目的もある。その目的のためには、実績もない、技術もない業者に請け負わせるわけにはいかない。そうした中で、基準を作って、工事規模、内容、難易度等に応じて、どの程度の客観点数を有する必要があるか、どの程度の施工実績が無いとこの橋はできないだろうか等の観点で条件を付けて募集したからこういう結果になっている。目的物がきちんとできるという観点と、できるだけ地域の振興に寄与するという観点、ともに大事であるが、それぞれのウェイトは工事の規模・種類によって変化するものである。

特にトンネル・橋・ダムは、特殊工事で実績が重んじられるので、全国規模の会社になる。

ただし、JV の構成にあたっては、なるべく県内業者も入れるような仕組みを考えている。